平成２６年（フ）第１６７号
長崎県長崎市三景台町23番５号
債務者　吉田佳代子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
長崎県長崎市三景台町23番５号
債務者　吉田新二郎
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
長崎県長崎市上小島２丁目３番24号　コーポエムアール202、旧住所長野県上伊那郡辰野町大字伊那富4575番地　レジデンスマツダ205号
債務者　田中美菜子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
茨城県猿島郡五霞町原宿台３丁目16番地20
債務者　熱海　真悟（旧姓日吉）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１５３号
茨城県筑西市田宿65藤沼住宅５号、住民票上の住所茨城県桜川市真壁町田903番地
債務者　田中　伸勝
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１５４号
茨城県古河市中田新田177番地１
債務者　落合　秀美
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１５５号
茨城県古河市駒羽根1476番地　グランカーサＴＨＩ－202
債務者　遠藤　　衛
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１５７号
茨城県古河市静町28番12号　グランハイツストウ204号
債務者　大林　克己
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１６０号
茨城県結城市大字結城6044番地
債務者　葛西　和江
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１６１号
茨城県結城市大字結城6044番地
債務者　葛西　昭二
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１６２号
茨城県結城市大字結城6470番地１
債務者　大野　安則
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１６６号
茨城県坂東市小泉244番地２
債務者　石井　美純
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１６７号
茨城県常総市水海道森下町4461番地１　グランドウール102号
債務者　岩上　浩之
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１７０号
茨城県桜川市羽田87番地１
債務者　岩渕　広美
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１７２号
茨城県結城市大字山王434番地１
債務者　嶋﨑　信行
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第６６号
富山県高岡市立野美鳥町２丁目28番地
債務者　板谷由紀子（旧姓干場）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第７２号
富山県高岡市能町1360番地
債務者　出口　道康
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第７６号
富山県射水市小杉白石16番地　渋谷宮子方
債務者　鈴木　栄子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部